

大阪市立生涯学習センター

ホームページバナー広告募集要項

令和元年 10 月 1 日

(令和元年 10 月 1 日以降契約分に適用)

掲載までの手順（新規／バナー広告の変更を希望される場合）

- ① 「バナー広告掲載申込書」提出 ※あわせて、広告データの案をご提出ください。
- ② 審査
- ③ 「バナー広告掲載決定通知書」を送付
- ③ バナー広告データ作成・提出
- ④ バナー広告 掲載
- ⑤ 「請求書」を送付

広告掲載期間

広告期間は、申し込みにより、原則 3 ヶ月、6 ヶ月、12 ヶ月とします。

メンテナンス等によりホームページを閉鎖している期間も広告掲載期間に含まれます。

募集ページ及び掲載料金

各施設トップページ(下部)

1 枠 5, 500 円 / 月 (税込)

※申し込みの期間(単位)は 3 ヶ月、6 ヶ月、12 ヶ月とします。

それぞれの料金は以下のとおりです。(税込)

3 ヶ月・・・16, 500 円

6 ヶ月・・・33, 000 円

12 ヶ月・・・60, 500 円 (1 ヶ月分の料金割引適用)

※ただし、12 ヶ月の期間で申し込みいただいた場合は、5, 500 円 (1 ヶ月分)の割引を適用します。

※料金の支払いについては「請求書」発行日の翌月末日までをお願いいたします。

バナー広告仕様

サイズ	横200ピクセル×縦50ピクセル
ファイル形式	G I F ・ J P E G ・ P N G
ファイルサイズ	15キロバイト以内

広告枠数

ホームページに支障をきたさない程度の枠数でお願いします。
バナー広告の位置は指定できません。

アクセス件数

月間 サイト訪問者数 約11,000件

その他

バナー広告は、申込者の負担で作成することとします。
次に該当するものは掲載しません。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
- (3) 人権侵害となるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 良好な景観又は風致を害するもの
- (9) 当該広告事業の内容を、財団が推奨しているかのような誤解を与えるもの
- (10) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (11) 社会問題を起こしている業種や事業者を広告するもの
- (12) 財団の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- (13) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (14) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (15) 前各号に掲げるもののほか、一般財団法人大阪教育文化振興財団理事長が不適当と認める広告